

令和7年3月31日

建設業者 様

豊 田 市 長 太 田 稔 彦
豊田市事業管理者 前 田 雄 治

工事現場における現場代理人の常駐義務の取扱いの一部改正について（通知）

平素は入札契約事務及び工事現場施工管理にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。このことについて、令和7年4月1日以降に入札公告する建設工事から、下記のとおり改正します。改正の内容は、監理技術者等の専任不要上限額の引き上げによるものです。

記

【改正の要旨】

現場代理人の兼務を認める工事の金額要件の緩和

【改正後】

現場代理人の兼務を認める工事は、次のいずれかの工事とする。

1 豊田市内の建設工事において、次の全てに該当する工事

- (1) 当初契約金額が500万円未満の建設工事（1件）と契約金額が4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）の建設工事（1件）との現場代理人の兼務を可能とする。
- (2) 契約金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。
- (3) 兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。

2 豊田市発注の建設工事において、次の全てに該当する工事

- (1) 当初契約金額の総額が9,000万円未満（建築一式工事は1億8,000万円未満）かつ契約件数が3件までの建設工事の兼務であること。ただし、それぞれの契約金額は4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）とする。
- (2) 契約金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。
- (3) 兼務するいずれかの工事現場に常駐し、兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。

3 適用時期 令和7年4月1日以降に公告する建設工事

注意事項

- ・上記1の当初契約金額が500万円未満の建設工事については、設計変更などを行った結果、契約金額が500万円を超えた場合であっても現場代理人の兼務を認める。
- ・上記1の契約金額が4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）の建設工事については、設計変更などを行った結果、契約金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）となった時点で、現場代理人の兼務を認めない。
- ・上記2の当初契約金額の総額が設計変更などを行った結果、9,000万円以上（建築一式工事は1億8,000万円以上）となっても現場代理人の兼務を認める。

【参考 改正前】

1 豊田市内の建設工事において、次の全てに該当する工事

- (1) 当初契約金額が500万円未満の建設工事（1件）と契約金額が4,000万円未満（建築一式工事は8,000万円未満）の建設工事（1件）との現場代理人の兼務を可能とする。
- (2) 契約金額が4,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。
- (3) 兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。

2 豊田市発注の建設工事において、次の全てに該当する工事

- (1) 当初契約金額の総額が8,000万円未満（建築一式工事は1億6,000万円未満）かつ契約件数が3件までの建設工事の兼務であること。ただし、それぞれの契約金額は4,000万円未満（建築一式工事は8,000万円未満）とする。
- (2) 契約金額が4,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）の建設工事の主任技術者を兼務していないこと。
- (3) 兼務するいずれかの工事現場に常駐し、兼務した工事現場間で、常時連絡を取れる体制にあること。

3 適用時期 令和5年1月1日以降に公告する建設工事

【問合わせ先】 総務部技術管理課 （電話）0565（34）6612
総務部契約課 （電話）0565（34）6616
（上下水）総務課 （電話）0565（34）6653